

## 新型コロナウイルス感染症対策 オンライン講義での教科書利用について

日頃より弊社出版物をご利用いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴い、オンライン講義において弊社教科書を電子的に利用したいというご要望が、大学等教育機関の先生方から多数聞かれるようになっております。弊社といたしましては、このような状況を鑑みまして、オンライン講義での弊社出版物の円滑な利用について、緊急措置として可能な限りご協力をさせていただければと存じます。

改正著作権法で定められた「授業目的公衆送信補償金制度」により、教育機関においては一定額の補償金を支払うことによって、著作権者の利益を不当に害さない範囲でオンライン授業での著作物利用が可能になる仕組みが2021年度より導入される予定でしたが、2020年度に限った特例措置として、この補償金を無償として4月28日から運用開始されています。

ただし、この措置に該当する著作物は、著作権法第35条により、「著作権者の利益を不当に害しない」ものに限られており、大学などの教育機関において教育用途に用いられる出版物等、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものは**該当いたしません**。弊社で発行しております出版物も、受講者が購入することを想定しており、授業等の教育目的であっても、無断で複製・公衆送信で利用することは著作権法違反となります(2021年度からはライセンス契約を結んでの有償提供となる予定です)。

しかし、このたびの緊急事態で、対面での授業を行うことが困難な事情を鑑みまして、該当出版物をシラバス等で教科書にご指定いただいている授業の場合で、かつ、受講者が該当出版物を購入している(または、購入する予定となっている)場合に限り、オンライン講義で電子的に利用することを今年度に限り臨時措置として許諾させていただきます。この臨時措置は、受講者に該当出版物をご購入いただくことが前提となっており、そうでない場合は、恐れ入りますが利用を許諾できませんことをご了承願います。

ご利用にあたりましては、下記の必要事項にご記入のうえ、件名を「オンライン講義の件」として、[info@kenpakusha.co.jp](mailto:info@kenpakusha.co.jp) 宛にお送りください。追ってご連絡いたします。

-----  
[所属大学・学部・職名]

[氏名]

[講義名]

[ご利用書籍名]※原則として、シラバスで教科書指定されたもの

[連絡先電話番号]

[連絡先 e メールアドレス]

[ご利用方法, 教科書の購入状況などをお知らせください]

-----

<参考> 著作権法第 35 条（学校その他の教育機関における複製等）

第 35 条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第 1 項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第 38 条第 1 項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。